

福岡県医発第 1052 号 (総)

平成 20 年 8 月 8 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

標記について、福岡県保健医療介護部薬務課長より別添のとおり通知がありましたのでお送りいたします。

今般、平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売一般販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給できる体制であることが確認されており、製造販売業者ごとに確認した期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を厚生労働省医政局経済課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行われるものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、併せて貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

20 薬第 1394 号
平成 20 年 7 月 29 日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(監視係)



平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発品の
安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310005 号厚生労働省医政局長通知)において後発医薬品の安定供給の要件が規定され、その確保に向けて、厚生労働省医政局経済課が後発医薬品の製造販売業者に対して必要な指導を実施することとされています。

今般、平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、別添のとおり平成 20 年 7 月 4 日付医政経発第 0704003 号厚生労働省医政局経済課長通知が出され、下記のとおり取り扱うこととされましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

記

平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売一般販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日(遠隔地は 4 日)で、土日を挟んだ場合は 2～5 日(遠隔地は 5～6 日)(どちらについても注文日を含んだ日数。)で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給できる体制であることが確認されている。

したがって、製造販売業者ごとに確認された期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を厚生労働省医政局経済課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。





医政経発第 0704001 号

平成 20 年 7 月 4 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

今般、後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり取り扱うこととしたので、周知方よろしく申し上げます。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売一般販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給できる体制であることを確認しているところである。

したがって、製造販売業者ごとに確認した期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。

(別添)



医政経発第 0704003 号
平成 20 年 7 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310005 号）において通知したところですが、今般、平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、（社）日本医師会会長、（社）日本歯科医師会会長、（社）日本薬剤師会会長及び日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了承ください。

